## 【参考】岩手県広域サイクリングルート(案)設定方針

番号	項目	内容
1	ルートの数	〇岩手県自転車活用推進計画に基づき4ルートとする。
2	ルートの通過地域	〇各ルートが複数市町村に跨ること。 〇4ルートで県内全ての市町村を通過すること。
3	ルートの選定	〇県管理自転車道線等の既存の道路を利活用するルートであること。 〇矢羽根等の自転車通行空間が確保可能な道路であること(拡幅等の新たな道路整備が 伴わない)。
4	ルートの延長	〇各ルートの延長が概ね100km以上であること。
(5)	ルートの魅力	〇以下のいずれかを満たすルートであること。 ・地域を代表する観光地(歴史・文化・景勝地等)を有機的に連携していること。 ・国際的に著名な観光地を有機的に連携していること。 ・魅力的な景観の地域を通過していること。 ・複数の地形条件を通過して地形の変化を楽しむことができるルートとなっていること。
6	ルートの安全性	〇自動車交通量が概ね10,000台/以上の幹線道路において車道混在となる区間を避けたルートであること。 ※ただし、郊外部において、「走行環境の安全性」に規定する整備がされている場合を除く。また、都市部においては、ルートに並行して代替ルートが無い場合は車道混在でもやむを得ないものとするが、市町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けられていること。また、現地及びルートマップ等で注意喚起すること。 〇狭小幅員のトンネルを含まないルートとすること。 ※近くに代替ルートが無い場合は狭小トンネルを利用したルートでもやむを得ないものとする。ただし、現地及びルートマップ等で狭小トンネルである旨注意喚起すること。
7	ルートの連続性	〇自転車で通行できない区間がないこと。 ※近くに代替ルートが無い場合はやむを得ないものとする。ただし、現地及びルートマップ等で注意喚起されているとともに、自転車を押して通行できること。
8	ルートの休憩施設等	Oいわてサイクルステーションなどの休憩施設や宿泊施設が一定間隔に存在すること。 ・休憩施設:概ね20kmごと ・宿泊施設:概ね60kmごと

## 【参考】岩手県広域サイクリングルート(案) 設定コンセプト 図 岩 手 県

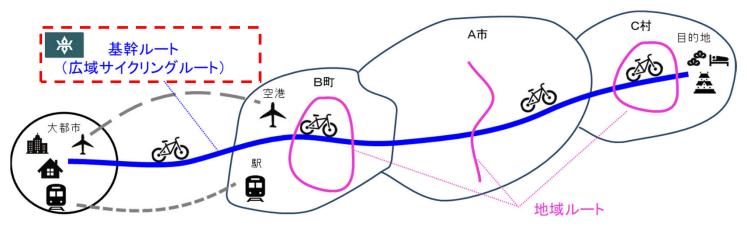
〇サイクリングルートは、市町村を跨ぐような骨格となる「基幹ルート(広域サイクリングルート)」と、 基幹ルートに接続する短距離の「地域ルート」で構成する。

〇このうち、岩手県では「基幹ルート(広域サイクリングルート)」の設定・整備を行う。

## ■サイクリングルートの比較と構成※

	基幹ルート(広域サイクリングルート)	地域ルート
ルートの 特徴	<u>市町村を跨ぐ</u> ような <u>骨格</u> となるサイクリン グルート	<u>(基幹ルート周辺の)地域の短距離</u> のサイ クリングルート
コンセプト	空港や駅、都市部と目的地を結び、安全・安心 に移動できる(案内や休憩施設が整っている)	基幹ルートから離れている地域の観光地や 景勝地等、隠れた地域資源を楽しめる
コースレベル	主に、中級者〜上級者向け	主に、初級者~中級者向け
想定する ターゲット	休憩・宿泊施設を活用しながら、 <u>複数日に渡り</u> 長距離を走行する本格的なサイクリスト	地域の特色や観光を楽しみ、健康増進等を 目的としたサイクリスト

※ 国土交通省資料(モデルルート設定の考え方)を参考に整理



▲基幹ルート、地域ルートのイメージ